

IASB 公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」に対する意見提出(2024.11.27)

IASB(国際会計基準審議会)は、投資者が気候関連リスクを意思決定プロセスに織り込んでいることから、財務諸表における気候関連の不確実性等に対する情報の透明性および財務諸表とサステナビリティ開示等のその他の企業の報告とのコネクティビティに関する情報提供の改善に資する設例を、2024年7月31日に公表した。

経理委員会は、財務報告における気候関連の情報が不十分であることに懸念を示すとともに、財務情報と非財務情報の役割分担やコネクティビティを明確にし、重複した過度な開示により、財務諸表利用者の誤解を生じさせることのないよう求める旨の意見等を取りまとめ、2024年11月27日、IASBに提出した。

政一発 第 092 号

2024年11月27日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

IASB 公開草案「財務諸表における気候関連及び その他の不確実性」に対する意見提出の件

以下は、国際会計基準審議会(IASB)の公開草案「財務諸表における気候関連及び その他の不確実性」(以下「本公開草案」と言う)に対する一般社団法人日本貿易会経理委員会(以下「当会」と言う)のコメントである。一般社団法人日本貿易会は、日本の貿易商社及び貿易団体を中心とする貿易業界団体であり、当会は、本邦会計基準及び国際会計基準への対応を主な活動内容の一つとしている(末尾に当会の参加会社を記載)。

質問 1－設例の提供

IASB は、企業が気候関連及びその他の不確実性の影響を財務諸表において報告するために IFRS 会計基準の要求事項をどのように適用するのかを例示する 8 つの設例を提供することを提案している。IASB は、これらの設例が財務諸表におけるこれらの影響の報告を改善するのに役立つと見込んでいる。これには、企業の一般目的財務報告書の間のつながりを強化するのを助けることによるものが含まれる。

結論の根拠の BC1 項から BC9 項は、この提案についての IASB の論拠をさらに説明している。

(a) 設例の提供が、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性の影響の報告を改善するのに役立つことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

IASB は、例示を教育的資料として公表したり基準に含めたりするのではなく、IFRS 会計基準に付属する設例として含めることを提案している。

結論の根拠の BC43 項から BC45 項は、この提案についての IASB の論拠をさらに説明している。

(b) 例示を IFRS 会計基準に付属する設例として含めることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

(a)同意する

(b)同意しない

財務報告において、気候関連の情報が不十分であるという懸念/指摘がある一方で、財務情報 (IASB) /非財務情報 (ISSB) の線引きが曖昧である事も問題の根底にある可能性がある。

まずは財務情報/非財務情報の役割分担やコネクティビティ、重複開示を避けるため、IASB/ISSB で連携した上で、会計基準 (IAS1 や IFRS18 等) で、財務報告での「開示」要否の判断基準 (財務情報/非財務情報の線引き) を明確にすることが望ましい。本公開草案における気候変動関連の情報開示については ISSB においても対応されており、重複した過度な開示要求につながらないように配慮頂きたい。

また、財務諸表の作成者が考慮対象とすべきリスクは気候関連リスクに限定されないが、今般の公開草案は気候関連の不確実性のみフォーカスした設例になっている。そのため、気候関連の不確実性に関して過度な開示要求・特別視につながる可能性があり、利用者の誤解を生じさせる懸念がある。

当該設例は、「例示を教育的資料として公表したり基準に含めたりするのではなく、IFRS 会計基準に付属する設例として含める」となっており、監査上での取り扱いが不明確であり、比較可能性や監査における準拠性も低いと言わざるを得ず、十分な開示の改善が達成できるかについて疑問が残る (単な

る好事例なら、その旨を明確にすべき)。また、設例は飽くまでも一例であり、開示要否は個々の企業の置かれた状況や重要性の判断等に基づくことが利用者にも理解できるよう併せて説明願いたい。

なお、IASB としては既に教育的資料「気候関連事項が財務諸表に与える影響」を公表しており、その延長線のものとして、本設例も教育的資料として公表することが妥当とも考えられる。

質問 2—設例の開発に対するアプローチ

本公開草案の設例 1 から設例 8 は、企業が IFRS 会計基準の具体的な要求事項をどのように適用するのかを例示している。IASB は、次のような要求事項に関する例示に焦点を当てることを決定した。

- (a) 財務諸表における気候関連及びその他の不確実性の影響の報告に最も関連性があるものに含まれる。
- (b) 財務諸表における気候関連リスクの影響に関する情報が不十分であるか又は財務諸表の外の一般目的財務報告書において提供されている情報と不整合に見えるという懸念に対処する可能性が高い。

結論の根拠の BC10 項から BC42 項は、設例の開発にあたっての IASB の全体的な考慮事項並びに各設例の目的及び論拠をさらに説明している。

設例の開発に対する IASB のアプローチに同意するか。特に、設例において例示されている要求事項及び事実パターンの選択並びに設例の技術的内容に同意するか。

賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

同意する。

但し、設例 1 と設例 8 については追加開示・分解開示する事に情報の有用性の観点から疑問がある。また、基準に沿って開示が必要と判断された根拠の説明が不十分であると考える。

質問 3—その他のコメント

本公開草案に対して他に何かコメントがあるか。

無し

以上

一般社団法人日本貿易会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

霞が関コモンゲート西館 20 階

経理委員会委員会社

伊藤忠商事株式会社

稲畑産業株式会社

岩谷産業株式会社

兼松株式会社

興和株式会社

CBC 株式会社

JFE 商事株式会社

神栄株式会社

住友商事株式会社

双日株式会社

蝶理株式会社

豊田通商株式会社

長瀬産業株式会社

日鉄物産株式会社

野村貿易株式会社

阪和興業株式会社

株式会社ホンダトレーディング

丸紅株式会社

三井物産株式会社

三菱商事株式会社